

## 工 事 成 績 採 点 の 配 分 表

考 査 項 目 ※1		主任監督員					総括監督員					技術検査員(中間等)					技術検査員(完成)				
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5	-10															
	II. 配置技術者	+3	+1.5	0	-5	-10															
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5	-10						+5	+2.5	0	-7.5	-15	+5	+2.5	0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+1	+0.5	0	-5	-10	+10	+5	0	-7.5	-15										
	III. 安全対策	+2	+1	0	-5	-10	+15	+7.5	0	-7.5	-15										
	IV. 対外関係	+2	+1	0	-2.5	-5															
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2	+1	0	-2.5	-5						+10	+5	0	-10	-20	+10	+5	0	-10	-20
	II. 品質	+2	+1	0	-2.5	-5						+15	+7.5	0	-12.5	-25	+15	+7.5	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ											+5	+2.5	0	-5		+5	+2.5	0	-5	
4. 高度技術	I. 高度技術力 ※2	(13)																			
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※2	(7)																			
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※3						+10	+5	0												
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点				
評定点(65点±加減点合計) ※4		① 点					② 点					③ 点					④ 点				
7. 評定点計		○既済部分(中間)検査があった場合: (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)=評定点計 ○既済部分(中間)検査がなかった場合: (①×0.4+②×0.2+④×0.2)=評定点計																			
8. 法令遵守等 ※5		点																			
9. 評定点合計 ※6																					
所 見 ※7		【主任監督員】					【総括監督員】					【技術検査員】									

※1 各考查項目ごとの採点は、「工事成績採点の考查項目運用表」による。

※2 高度技術及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。そのため、キーワードと評定内容を記述方式とし、加点評価のみとする。  
評価にあたっては、担当課内での責任者による合議を原則とする。

※3 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※4 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定 = 評定点

※5 法令遵守等の評価は、総括監督員が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見は必ず記載する。